

第4回日本高速道路保有・債務返済機構債券  
発 行 要 項

1. 債券の名称 第4回日本高速道路保有・債務返済機構債券
2. 振替債券の総額 金300億円
3. 各債券の金額 1000万円の1種
4. 各債券の形式 本債券は、その全部について社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」という。）第66条第2号の規定に基づき社振法の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、社振法第67条第1項の規定に基づき本債券の券面を発行することができない。
5. 利率 年2.59パーセント
6. 発行価額 各債券の金額100円につき金99円87銭
7. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
  - (1) 本債券の元金は、平成47年12月20日にその全額を償還する。
  - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
  - (3) 本債券の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
  - (4) 本債券の元金は、社振法及び第22項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成18年7月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月20日及び7月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
  - (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
  - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
  - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
  - (5) 本債券の利金は、社振法及び第22項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
10. 担保 本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の定めるところにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社 株式会社三井住友銀行
12. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
  - (1) 当機構が第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
  - (2) 当機構が本債券以外の債券について期限の利益を喪失したとき。
  - (3) 当機構が債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
  - (4) 当機構が解散することを定める法令及び解散期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前迄に、本債券の債務の総額につき他の法人に承継されることを定める法令が公布されないとき。
  - (5) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
13. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を第14項(2)に定める方法により公告する。
14. 公告の方法
  - (1) 本債券に関し、本債券の債権者が利害を有し、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合には、これを公告する。
  - (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
15. 本債券の債権者集会
  - (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他募集の受託会社が本債券の債権者の利害に重大なる関係を有すると判断する事項につき決議をなすことができる。
  - (2) 債権者集会は、東京都において行う。
  - (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
  - (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる本債券の債権者は、本債券に関する社振法第86条第5項に定める書面を供託したうえ、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
  - (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に供託した本債券に関する社振法第86条第5項に定める書面につき、各債券の金額1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに当該書面を募集の受託会社に供託しなければならない。
  - (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる本債券の債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。  
債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき  
決議が不当の方法によって成立したとき  
決議が著しく不公正なとき  
決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
  - (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。

- (8) 当機構は、その代表者を当該集會に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。
  - (9) 債権者集會の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
  - (10) 本項(4)乃至(6)の規定は、当機構が所有する本債券については、これを除外する。
  - (11) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。
16. 募集の受託会社への事業概況等の報告
- (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
  - (2) 当機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の定める当機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、募集の受託会社にこれを通知する。
  - (3) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めを反しない範囲において、当機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
17. 申込期日 平成18年2月10日
18. 募集及び募入方法 本債券は一般募集し、応募超過の場合は引受並びに募集の取扱会社が適宜募入額を定める。
19. 払込期日 平成18年2月23日
20. 引受並びに募集の取扱会社 末尾表示の通り
21. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行
22. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
23. 新証券コード JP370620C629

引受並びに募集の取扱会社

大和証券エスエムピーシー株式会社(事務幹事)  
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

以上